

# 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

## 1 臨時代理した事項

### (1) 制定した訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

### (2) 内容

地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等を一部追加するもの

#### ア 1週間の勤務時間

31時間 → 15時間30分、16時間15分、26時間、29時間又は31時間

#### イ 勤務日数

週4日又は5日 → 週2～5日

#### ウ その他休憩時間及び週休日の一部追加

### (3) 施行期日

令和2年4月1日

## 2 臨時代理を行った日

令和2年3月31日

## 3 臨時代理を行った理由

令和2年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行となるに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程（昭和42年川崎市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

31時間 (所属長)	1 週4日勤務 業務の実情に 応じて、所属 長が定める。	勤務時間の途中 において1時間 (3時間30分以 下の勤務時間を 割り振られた日 を除く。)とし 、その時限は、 所属長が定める 。	1 4週間 を通じ12 日を超え ない範囲 において 、所属長 が定める 。
	2 週5日勤務 業務の実情に 応じて、所属 長が定める。		2 4週間 を通じ8 日を超え ない範囲 において 、所属長 が定める 。

」

を

「

15時間30分 、16時間15 分、26時間、 29時間又は 31時間のいづ れかの勤務時 間のうち当該 短時間勤務の	1 週2日勤務 業務の実情に 応じて、所属 長が定める。	勤務時間の途中 において45分 又は1時間(3 時間30分以下 の勤務時間を割 り振られた日 を除く。)とし、 その時限は、所 属	1 4週間 を通じ2 0日を超 えない範 囲におい て、所属 長が定め る。
----------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------

職に応じた勤務時間 (所属長)	2 週 3 日勤務 業務の実情に応じて、所属長が定める。	長が定める。	2 4 週間 を通じ 16 日を超えない範囲において、所属長が定める。
	3 週 4 日勤務 業務の実情に応じて、所属長が定める。		3 4 週間 を通じ 12 日を超えない範囲において、所属長が定める。
	4 週 5 日勤務 業務の実情に応じて、所属長が定める。		4 4 週間 を通じ 8 日を超えない範囲において、所属長が定める。

」

に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 制 定 理 由

地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等を一部追加するため、この訓令を制定するものである。

川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 (勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。</p> <p>勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>休憩時間 正午から午後1時まで</p> <p>週休日 日曜日及び土曜日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員の勤務時間等については、別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条の2第1項の規定により代休日を指定して休日に勤務を命ずる場合において業務の都合により必要と認めるときは、所属長は、前各項の規定により定められた当該休日における職員の勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>7 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、第1項から第5項までに規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p>	<p>○川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程 (勤務時間等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間等は、次のとおりとする。</p> <p>勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>休憩時間 正午から午後1時まで</p> <p>週休日 日曜日及び土曜日</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特別の勤務に従事する職員の勤務時間等は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、学校に勤務する職員の勤務時間等は、別表第2に定めるとおりとする。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等については、別表第3に定めるとおりとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第17条の規定による短時間勤務を含む。）をしている職員の勤務時間等については、別表第4に定めるとおりとする。</p> <p>6 前各項の規定にかかわらず、川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号）第7条の2第1項の規定により代休日を指定して休日に勤務を命ずる場合において業務の都合により必要と認めるときは、所属長は、前各項の規定により定められた当該休日における職員の勤務時間及び休憩時間を繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p> <p>7 所属長は、業務の都合により必要と認めるときは、第1項から第5項までに規定する職員の勤務時間及び休憩時間を臨時に繰り上げ、又は繰り下げる等の方法により変更することができる。</p>

改正後					改正前				
別表第3（第2条関係）					別表第3（第2条関係）				
種別	1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日	種別	1週間の勤務時間（勤務時間等を割り振る者）	勤務時間	休憩時間	週休日
事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員（学校に勤務する職員にあっては、一般事務職及び業務職である職員に限る。）	15時間30分、 16時間15分、 26時間、29時間又は31時間のいずれかの勤務時間のうち当該短時間勤務の職に応じた勤務時間（所属長）	<u>1 週2日勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。</u>	勤務時間の途中において45分又は1時間（3時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時限は、所属長が定める。	<u>1 4週間を通じ20日を超えない範囲において、所属長が定める。</u>	事務局及び学校その他の教育機関に勤務する職員（学校に勤務する職員にあっては、一般事務職及び業務職である職員に限る。）	31時間（所属長）	<u>(新設)</u>	勤務時間の途中において1時間（3時間30分以下の勤務時間を割り振られた日を除く。）とし、その時限は、所属長が定める。	<u>(新設)</u>
		<u>2 週3日勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。</u>		<u>2 4週間を通じ16日を超えない範囲において、所属長が定める。</u>		<u>(新設)</u>	<u>1 週4日勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。</u>		<u>1 4週間を通じ12日を超えない範囲において、所属長が定める。</u>
		<u>3 週4日勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。</u>		<u>3 4週間を通じ12日を超えない範囲において、所属長が定める。</u>		<u>2 週5日勤務業務の実情に応じて、所属長が定める。</u>	<u>2 4週間を通じ8日を超えない範囲において、所属長が定める。</u>		
高等学校に勤務する（校長）	31時間（校長）	1 週4日勤務業務の実情に	勤務時間の途中におい	1 4週間を通じ12日を超えない	高等学校に勤務する（校長）	31時間（校長）	1 週4日勤務業務の実	勤務時間の途中におい	1 4週間を通じ12日を超えない

改正後					改正前				
る教育職員（校長を除く。）		応じて、校長が定める。	て45分とし、その時限は、校長が定める。	範囲において、校長が定める。	る教育職員（校長を除く。）		情に応じて、校長が定める。	て45分とし、その時限は、校長が定める。	範囲において、校長が定める。
		2 週5日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。	る。	2 4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。			2 週5日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。	る。	2 4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。
小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（校長を除く。）及び学校事務職である職員	19時間15分（校長）	1 週3日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。	6時間につき勤務時間の途中において45分とし、その時限は、校長が定める。	1 日曜日、土曜日のほか4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。	小学校、中学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（校長を除く。）及び学校事務職である職員	19時間15分（校長）	1 週3日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。	6時間につき勤務時間の途中において45分とし、その時限は、校長が定める。	1 日曜日、土曜日のほか4週間を通じ8日を超えない範囲において、校長が定める。
		2 週4日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。	める。	2 日曜日、土曜日のほか4週間を通じ4日を超えない範囲において、校長が定める。			2 週4日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。	める。	2 日曜日、土曜日のほか4週間を通じ4日を超えない範囲において、校長が定める。
		3 週5日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。		3 日曜日及び土曜日			3 週5日勤務業務の実情に応じて、校長が定める。		3 日曜日及び土曜日